

「第5世代移動通信システムの普及のための周波数の割当てに関する意見募集」

に対して提出された意見とそれらに対する総務省の考え方

(意見募集期間：令和2年11月21日(土)～同年12月21日(月))

【意見提出 15件(法人7件、個人8件)】

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>電波オークションを、今回提案の周波数帯のみならず地上波TV(特に不要と考えるEテレの周波数)も含め行い広く事業参加者を募り通信料の低下を目指してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>電波オークションについては、透明性や迅速性の確保などにつながる一方、諸外国では、落札額が高騰し、落札者の事業運営に支障が発生した事例があり、また、ユーザー料金高騰のおそれがあるなどのデメリットもあります。オークション制度については、こうしたメリット・デメリット、導入した各国における様々な課題も踏まえ、引き続き検討してまいります。</p>	無
2	<p>比較審査基準として「スマートフォン等へのeSIM導入に関わる取り組みがより進んでいること」を入れるのであれば、何をもってeSIM規格とするかの条件を明示的に示すべきです。現在、eSIMに関する標準規格としてはGSMAが定めたeSIM規格が存在しますが、これには運用上の問題がありほとんど普及していません。そして現状ではeSIMベンダごとに独自の規格を使用しており、国際的に普及したeSIM規格が存在しない状態です。そのため、現在はたとえばSIMカードの取り出し口を塞いだだけでもeSIM対応と名乗ることが可能な状態になっており、これを比較審査に利用するのは平等性の観点から問題があります。また、一部のeSIM規格については事業者を変更するために秘密鍵のやり取りをしないといけないものも存在しており、これをeSIMと認めて採用を促進させるのは安全性の観点から極めて問題があります。そして携帯事業者の乗り換えを容易にするというeSIM促進の本来の目的は各事業者を別々のeSIM規格に対応させるのではなく同一のeSIM規格に対応させなければ実現できません。よって、比較審</p>	<p>eSIMサービスについては、本開設指針案別表第3の-6において規定しております。</p> <p>そこでは、技術的な基準ではなく、総務省として促進すべき機能を記載しており、その機能に該当するものを審査対象とするものです。</p>	無

	<p>査の対象として eSIM 導入を入れるのであれば、上記の平等性、安全性、利便性の 3 点の理由から、総務省が eSIM として認める eSIM 規格の一覧を具体的に提示すべきであります。</p> <p>あるいは総務省が奨励する eSIM 規格が現時点で存在しないのであれば、総務省奨励 eSIM 規格を今後制定するものとし、その規格検討への参加および規格の採用を審査基準とするか、または国際的に普及した eSIM 統一規格がない段階での eSIM 採用促進はガラパゴス化を招く恐れがあるためこの審査基準は削除することが望ましいです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
3	<p>5G (ゴージ) とお爺 (オージー) は響きが似ています。高齢化社会では聴力の関係で聞き間違いが発生します。ですからこの機会に「5G」から「第 5 世代」に表記を変更して統一してほしいです。もしくは「ファイブジー」との読みを普及させてください。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>表記につきましては、「5G」及び「第 5 世代移動通信システム」の両方が存在していますが、総務省において 5G を「ファイブジー」との読み方で周知・広報を行っており、引き続き努めてまいります。</p>	無
4	<p>NHK、民放テレビ局による電波帯域の寡占が大きすぎます。縮小させるかテレビ局の電波使用料を値上げするかしなさい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本開設指針案では、第 5 世代移動通信システムを使用することに周波数を割り当てるため、ご意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	無
5	<p>E テレを廃止してその周波数帯を使用するのが良い。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>考え方 4 に同じ。</p>	無
6	<p>告示案における以下の規定は、MVNO へのネットワーク提供について MN O が継続的に取り組むインセンティブを与え、またネットワーク提供に係る料金水準の適正性担保が期待できることから、モバイル市場の活性化、公正競争促進にも資すると考えますので、賛同いたします。</p> <p>特に、MVNO の促進の取り組みに関しましては、当協会 MVNO 委員会 が提唱する「VMNO 構想」への対応といった 5G (SA 方式) での先進的な機能開放や、申請者の企業グループ以外の MVNO への積極的な取り組みが重要と考えますので、開設計画の認定の審査また認定後の進捗確認等のなかで、総務省において十分にチェックいただくとともに、継続的に注視いただくよう要望いたします。</p>	<p>本開設指針案に賛同のご意見として承ります。</p> <p>MVNO の促進の取組については、本開設指針案別表第 2 の十二及び十四、別表第 3 の一 4 から 6 までの規定により審査を行うとともに、認定後には本開設指針案第九項第 7 号の規定により四半期ごとに認定計画の進捗状況について継続的に確認を行ってまいります。</p>	無

	<p>スイッチングコストの低廉化、利用者利便向上の観点から、SIMロック解除の推進、eSIMの普及促進は極めて重要な取り組みであります。本告示案の以下の規定は、それら取り組みの加速化に寄与するものであり、ひいてはモバイル市場の活性化、公正競争促進にも資すると考えますので、賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>		
7-1	<ul style="list-style-type: none"> • Society5.0の社会におけるIoTやAI等の先端技術の実現や活用において、電波は欠かすことのできないものです。他方電波は有限希少な国民共有の財産であり、効率的な活用が求められます。この点今回の開設指針が定められたことは、当該周波数の認定開設者が割当てされた周波数を効率的に活用するインセンティブを与えるものであり、またモバイル市場における公正な競争環境の促進に資するものと考えます。 • 開設計画の認定の要件に、MVNOに対する特定基地局の利用を促進するための計画や接続料及び卸料金の低廉化に関する取組、並びにSIMロック解除の推進に関する取組等の計画及びその根拠が告示案に示されたことは、モバイル市場の発展と公正競争の促進に資するため、賛同いたします。 • また計画だけでなく「次回の特定基地局の開設指針において、本開設指針に係る開設計画の進捗等の実績が審査事項となること」が本告示案に示されたことは、MNOがMVNOとの取引に積極的に取り組むインセンティブを与えるため、賛同いたします。 • MVNOに対する特定基地局の利用促進の取組がより進んでいることが開設計画の認定の審査事項に示されたことは、多種多様な事業者の特定基地局利用につながり、モバイル市場における公正な競争環境維持に資するため賛同いたします。 • またSIMロックの解除に係る取組促進においては、SIMロックによるMNOの不当な囲い込みを抑止する効果が期待され、事業者間の円滑な乗換えに資するものであり、公正な競争環境の維持に有効であると考えます。 • eSIMサービスの導入に係る取組促進においては、一部のMNOでは同一サイズのSIMカードであっても利用する端末や通信種別等により複数区分が存在することから、利用者に混乱を生じかねない状況にあると考えるところ、eSIMを利用することで物理的なSIMカードが不要となることから、利用者の利便に資するものと考えます。 	<p>本開設指針案に賛同のご意見として承ります。</p> <p>MVNO等に対する特定基地局の利用の促進に係る評価基準については、エリア展開、サービス、周波数の経済的価値及び指定済周波数等の各カテゴリのいずれにおいても、5Gの早期展開に資するものであり、電波の公平且つ能率的な利用を確保するために重要であることから、本開設指針案においては、カテゴリは同等の評価配点とさせていただきます。</p>	無

	<p>また MVNO においても eSIM に対応したサービスを提供できることにより、利用者利便の向上や公正競争の促進が期待できるため、MVNO への eSIM 機能の開放促進についても開設計画認定の審査事項に追加いただくことを要望いたします。この点、MVNO への RSP 機能開放に向けた検討が MNO で早期に実施されることが求められるため、総務省殿においては、MNO における検討状況や MNO と MVNO の協議状況等を注視いただくとともに、状況に応じ必要な取り組み等をご検討いただくことを要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、上記 3 点については MNO にとっては積極的に取り組むインセンティブが働きにくいものと想定されるところ、この点 MVNO の利用促進や周波数のより多様な利用を促進するものであり、また利用者利便に資する取組であると考えますので、前回同様基準毎に重点評価が設定されるべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
7-2	<ul style="list-style-type: none"> ・「MVNOへのサービス提供計画」や「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プランを踏まえた具体的な実施計画」等が指針案に示されたことは、MNOがMVNOとの取引に積極的に取り組むインセンティブを与え、ひいてはモバイル市場の公正競争促進にも資すると考えるため、賛同いたします。なお、総務省殿においては、絶対審査基準にて示された計画や比較審査基準で示された取組みの進捗等について、MNOの実施状況を引続き注視いただくことを要望いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>MVNOの促進の取組の進捗状況については、認定後において、本開設指針案第九項第7号の規定により四半期ごとに継続的に確認を行ってまいります。</p>	無
8	<p>携帯電話料金の引下げについては、これまで、昨年の電気通信事業法の改正をはじめとする各種施策により取り組んで来ていただいております。こうした取組の結果として、利用者にとって分かりやすく納得のできる料金・サービスが実現することに期待をしています。</p> <p>公共の電波の割当てに当たり、基地局インフラ整備状況といった設備投資の観点だけでなく、「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」を踏まえた各事業者の「分かりやすく納得感のある料金・サービスの実現に関する取組」や、「事業者間の乗換えの円滑化に関する取組」への対応状況も加味することに賛同いたします。事業者が積極的に取組いただくことで、利用者にとって魅力的な料金プランが提供され、事業者間の競争も活発化したいと思います。</p> <p>また、「利用者の通信量需要に応じた低廉で、明瞭な、満足できる料金設定</p>	<p>「利用者の通信量需要に応じた低廉で、明瞭な、満足できる料金設定に関する計画」とその根拠が評価基準に含まれている点については、本開設指針案に賛同のご意見として承ります。</p> <p>また、「利用者の通信量需要に応じた低廉で、明瞭な、満足できる料金設定に関する計画」を比較審査基準に追加する点については、一般的に比較審査基準は客観的かつ透明性の高い基準であることが望ましいと考えられるところ、今後の参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>に関する計画」とその根拠が評価基準に含まれていることについても、事業者の積極的な取組を促すものであり、賛同します。</p> <p>ただし、「利用者の通信量需要に応じた低廉で、明瞭な、満足できる料金設定に関する計画」の観点からは、絶対審査基準には含まれているものの、比較審査基準には含まれていません。一定の要件を満たした事業者を評価することも有益ですが、利用者利益の保護の観点からすると、事業者間の競争を通じて更に良いサービスが提供されるものと思われまますので、比較審査基準にも加えていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>		
9-1	<p>第5世代移動通信システムの普及のため、1.7GHz帯東名阪以外バンドの割当に向けた開設指針案の公表が行われたことを歓迎するとともに、早期の周波数割当が実施されることを希望いたします。</p> <p>併せて、競願時の比較審査基準については、いずれの項目も重要な内容であると認識しており、各項目の配点が偏りなく適切なものとなるよう希望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>本開設指針案に賛同のご意見として承ります。</p> <p>競願時審査基準の各審査項目の配点に関する考え方は、考え方7-1に同じ。</p>	無
9-2	<p>また、特定基地局開設計画に係る検討に当たり、1.7GHz帯全国バンド既存事業者により進められている公共業務用無線局の終了促進措置の進捗状況、東名阪以外の地域ごとの本開設指針に係る特定基地局の開設可能となる時期等について、早期に情報を開示して頂くことを希望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>1.7GHz帯全国バンド既存事業者と1.7GHz帯対象免許人との1.7GHz帯の終了促進措置に係る個別の協議に基づく合意内容等については、当事者間の個者情報も含まれている一方で申請者の予見可能性を高める必要があるため、当該終了促進措置に関する進捗状況について、当事者の許容できる範囲内において、情報開示等を検討してまいります。</p>	無
9-3	<p>なお、第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める告示案の第五項「特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項」において、特定基地局の無線設備に対して用いる技術の一つとして、「複数の空中線、位相器及び増幅器を用いて一又は複数の指向性を持つビームパターンを形成し制御する技術（5G特定基地局の無線設備に限る。）」との記載がありますが、本記載に該当する技術基準は、本開設指針に係る周波数帯において規定がないため、当該記載を削除することが適切であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>「複数の空中線、位相器及び増幅器を用いて一又は複数の指向性を持つビームパターンを形成し制御する技術（5G特定基地局の無線設備に限る。）」に関する記載については、ご指摘を踏まえて、削除することといたします。</p>	有

10-1	<p>【高度既設特定基地局の計画】</p> <p>高度既設特定基地局については、別紙2の八項2号に「当該高度既設特定基地局の配置及び運用開始の時期を明らかにしなければならない」との案が示されており、また別紙2別表第一の十一項において「(当該高度既設特定基地局の総数及び使用する周波数帯ごとの当該高度特定基地局の無線設備の設置場所)」と記載されていることから、Non-StandAlone（以下「NSA」）方式におけるアンカーバンドの基地局についても計画を提出し、認定開設者が履行義務を負う規定案となっています。</p> <p>認定開設者はNSA方式のアンカーバンドで利用する基地局や帯域の計画を策定して整備を行います。干渉やその他技術的な要因によって利用する基地局や帯域を変更する可能性が否定できません。高度既設特定基地局の計画が一部変更となることに起因し5Gサービスに著しい差分が生じる蓋然性は高いことから、高度既設特定基地局に計画変更が生じた場合でも合理的理由が認められる変更については許容できるような運用を検討していただくことを希望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>高度既設特定基地局に係る計画の変更等については、電波法第27条の14第1項の規定に基づき、開設計画の変更等の制度が設けられていることから、こうした制度の下で、適切に運用してまいりたいと考えます。</p> <p>なお、変更等に当たっては、制度趣旨に鑑み、移動通信システムの技術革新が早く、市場ニーズの動向も流動的であることから、計画策定当初に想定しうることが困難であるような社会経済状況の変化等も踏まえて変更等が行われるものだと考えます。</p>	無
10-2	<p>【1.7GHz帯全国バンド既存事業者との情報の非対称性】</p> <p>別紙2の別表第一の六項「混信等の防止に関する事項」及び第七項「終了促進措置に関する事項」等において、認定の申請者は「既設の無線局等の運用並びに電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策及び体制に関する計画並びにその根拠」を提出することとなっておりますが、1.7GHz帯全国バンド既存事業者は既に計画の認定を受け、かつ1.7GHz帯対象免許人との協議を行い、情報を取得し、終了促進措置に着手している状況にあります。</p> <p>一方、認定の申請者は、別紙2の六項6号において1.7GHz帯対象免許人と「協議、調整等を一切行わないこと」という条件を付されており、既に終了促進措置に着手している1.7GHz帯全国バンド既存事業者と当該帯域の割当てを受けていない事業者（以下、「1.7GHz帯未割当事業者」）との間には大きな情報の非対称性が存在することとなり、置局計画の策定において1.7GHz帯未割当事業者が不利な立場にあるため、両者の計画を単純に同一の基準を用いて審査することは適切ではないと考えます。</p> <p>合理的な水準で1.7GHz帯未割当事業者に加点を行う等非対称性による差分を担保する措置か、1.7GHz帯全国バンド既存事業者が取得している情報を公開し</p>	<p>考え方9-2に同じ。</p>	無

	<p>た上で1.7GHz帯未割当事業者が開設計画に反映するための時間を十分に確保できる申請期限を設定する等同等性を担保する措置のいずれかを検討していただくことを希望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
10-3	<p>【基地局展開能力、災害対策の体制整備状況】</p> <p>近年の自然災害の大規模化により、携帯電話のネットワークが被害を受け復旧に時間を要する事案が散見されるようになっております。また、コロナによる生活様式の変化によりリモートワークが普及する等、携帯電話を含む通信ネットワークはライフラインとして国民生活に必要不可欠なものになっており、アフターコロナを見据え、5Gネットワークを構築する際、基地局を早期に展開する能力がどれだけあるか、ネットワークの災害耐性や災害復旧体制がどれだけ確保されているかといった観点での評価も重要な指標になるものと考えます。</p> <p>別表第三の「開設計画の認定の審査事項」には上記に関連する項目が見受けられず、比較審査の対象にこれらの項目は含まれていない案となっているように見受けられます。これら基地局展開能力及び災害対策の体制整備状況については、比較審査項目として別表第三にも追加いただき、国民生活に必要不可欠なライフラインを提供する事業者の責務を果たせるかどうかを審査いただくことを希望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>災害対策等については、自然災害等に対する携帯電話ネットワークの停電対策・ふくそう対策や通信障害の発生防止等の安全性・信頼性を確保するための取組は極めて重要であり、多様な事象に応じて携帯電話事業者ごとに様々な取組がなされていると承知しています。そのため、当該取組については、絶対審査基準において審査を行ってまいります。</p> <p>一方で、各者の当該取組を比較評価することは困難であることから、競願時審査基準の審査項目として適当ではないと考えます。</p>	無
10-4	<p>【通信機器の採用等に向けた取り組みの条件付け】</p> <p>マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性が確保される規格に基づく通信機器については、多様な通信機器ベンダからの機器の調達が可能となり、通信機器ベンダ間の競争促進や通信事業者の選択肢の拡大等が期待されるため、推進することは有益であると考えます。</p> <p>一方で、特定のインターフェースや機能を有した通信機器の採用を条件とすることにより、その採用条件以外の革新的技術や独自技術を搭載した通信機器の導入が阻害されてしまうことも想定され、利用者が技術発展の恩恵を享受する機会を遅らせてしまう可能性も否定できません。よって、どのような条件を満たすものを対象とするのかについては、今後、慎重な議論が必要と考えます。</p> <p>また、通信機器の採用に条件を付与する場合は、通信事業者の設備競争への</p>	<p>マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性が確保される規格に基づく通信機器の導入により、通信機器市場の競争促進や新たなイノベーション等にも資することが期待され、重要であると考えられます。また、災害等へのネットワークの抗たん性・冗長性の確保や早期の復旧に資することから、本開設指針案においてもその採用等に関する計画に係る審査をすることが適当であると考えます。</p> <p>なお、マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性が確保される規格によらない機</p>	無

	<p>影響も考慮することが必要です。仮に機器の選択肢が少なくなってしまった場合、</p> <p>① 対象機器が高額になると、通信事業者のネットワークコストが増大し、最終的には利用者料金へ転嫁されてしまう。</p> <p>② 機器構成が類似することで、通信事業者のコスト構造も同じとなり。結果的に設備競争が低下してしまう。</p> <p>といった懸念も想定されます。よって、通信機器の採用の条件付けについては、通信機器の競争環境が整っているかどうかとも評価した上で、慎重に検討頂くことを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>器の採用は、特定のベンダーの機器の調達により、当該機器としか接続ができないいわゆる「ベンダーロックイン」となりうるため、通信機器ベンダ間の市場競争の低下により、特定のベンダーによる市場支配力の強化、ひいては通信機器の高額化につながりうると考えられます。</p>	
10-5	<p>【別表第二における項目の類似】</p> <p>別表第二で示された審査項目については、項目間で類似していると思われる記載が見受けられるため、以下の項目についてその提出内容及び評価方法の違いについて、明確にさせていただくことを希望します。</p> <p>①十二項「卸電気通信役務の提供、接続その他の方法による特定基地局の利用を推進するための計画」及び十四項「接続料及び卸料金の低廉化等電気通信事業者間の公正な競争の促進に関する取組」</p> <p>②十三項「低廉で、明確な、満足できる料金設定」及び十四項「分かりやすく納得感のある料金・サービスの実現に関する取組」</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>本開設指針案別表第二の十二及び十三の項目に係る提出内容及び評価方法等については、本開設指針案の概要資料にお示しするとともに、開設計画に記載する個別具体の詳細等については、申請者への予見性を高めるため、本開設指針案の申請マニュアル等で明確化させていただきます。</p>	無
10-6	<p>【比較審査項目の配点】</p> <p>平成30年11月に公表された「第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針案について」において、5G割当指標における全国展開確保に関する考え方として、『5G時代は“人だけ”から“あらゆるモノ”がサービスの対象となることから、都市部・地方部を問わず「産業展開の可能性のある場所」に柔軟にエリア展開できる指標を設定することが重要。また、5Gに地域課題解決や地方創生への活用が期待されることから、地方での早期エリア展開を評価する指標を設定することが重要』という基本的な考え方が示されております。</p> <p>これら地方への早期エリア展開を評価する指標については、別表第三の一項の1号から3号及び二項において比較審査項目にも反映されておりますが、他の比較審査項目との配点のバランスによっては、地方への早期エリア展開に消極</p>	<p>考え方7-1に同じ。</p> <p>なお、カテゴリIの審査項目AからCまでにおいては、地方への5G普及を進めるため、5G基盤展開率に係る審査項目Aはカテゴリ内において重点的な項目としています。</p>	無

	<p>的な事業者が高得点を得る結果になるのではないかと危惧いたします。</p> <p>上述の基本的な考え方を踏まえ、地方への早期エリア展開が実現できる計画を提出した申請者を高く評価する配点をご検討いただくことを希望します。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>		
10-7	<p>【基地局数の単位】</p> <p>過去の開設指針において基地局数の比較を行う場合、基地局数を百で除することで100局単位での比較となっていました。本指針案の別表第三では、5G特定基地局の開設数の項目に百で除する規定が見受けられず、1局単位での比較を行うものと思われます。1局の5G特定基地局によるエリアカバーや通信速度などの差分が計画全体からすれば些少であることを考慮すれば、1局のみ優っている申請者が1局劣っていた申請者と比較して優れたサービスを提供できるという根拠にはならないことから、従来同様100局単位での比較としていただくよう希望します。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>今回の比較審査基準においては、定量的かつ明確な一定の客観的基準の下で、各者の当該取組を比較することが適切であり、より多くの基地局数を展開することで、^{ちゆう}稠密なエリア展開が期待できることから、1の位まで比較審査することが適当と考えます。</p>	無
10-8	<p>【SIMロック解除、eSIMに係る取組】</p> <p>比較審査項目として別表第三の一項5号にて示されている「SIMロック解除に係る取組」及び同6号に規定されている「同端末設備へのeSIMサービスの導入に係る取組」については、「より進んでいること」という主観的な基準となっていることから、比較を行うにあたっては恣意性のない納得感のある評価基準を改めて示していただく必要があると考えます。</p> <p>事業者がメニューを用意しているかどうかの比較は指標となり得ると考えますが、そのメニューを利用者がどれだけ使ったのかという実績については事業者が直接関与することができず、また、選択肢の有無以上に総契約者数の多寡が影響する可能性もあり、例えばSIMロック解除の実数などでは公平性が担保されないのではないかと危惧するところです。</p> <p>また、SIMロック解除及びeSIMに係る取組は今回の本指針案で新たに設定された審査項目であり、過去の開設指針では規定されておりませんでした。指針策定時から遡った過去実績等を比較することは法の訴求適用を回避する観点からも行うべきではないと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>SIMロックの解除に係る取組及びeSIMサービスの導入に係る取組についての提出内容及び評価方法等については、貴見も踏まえた上で、本開設指針案の概要資料にお示するとともに、開設計画に記載する個別具体の詳細等については、申請者への予見性を高めるため、本開設指針案の申請マニュアル等で明確化させていただきます。</p>	無
10-9	<p>【特定基地局開設料】</p> <p>新規帯域の割当てを受けた認定開設者は新たに設備投資を行ってネットワー</p>	<p>特定基地局開設料制度においては、Society 5.0時代に向けて、電波利用のニー</p>	無

	<p>ク整備を進める必要があり、申請者はこの設備投資を行う意思をもって申請することとなります。</p> <p>一方、本指針案から追加された特定基地局開設料については、算定方法や標準的な金額等が示されておりますが、金額が高騰することにより本来設備投資に割当てられるべき資金が特定基地局開設料に振り向けられ、結果としてサービスの品質が低い水準に抑えられるようなことになるのでは本末転倒です。本指針案に限った意見ではありませんが、当社が以前から主張しておりますとおり、特定基地局開設料が設備投資額を著しく減じるような水準にならないよう、充分にご配慮いただくことを希望します。</p> <p>また、特定基地局開設料の算定方法等、水準を定める議論については、その議論の経緯を詳らかにすることで説明責任を果たしていただきますよう、改めてお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>ズが飛躍的に拡大すると見込まれる中、周波数の経済的価値をより高く評価し、電波の更なる有効利用により多くの収益を上げようとする者に周波数が割り当てられることによって、電波の更なる有効利用を確保するために導入されたものです。他方で、事業者にとって過度な負担が生じること等により、我が国の携帯電話インフラの整備が遅れるといった事態が生じないよう、適切に制度を運用していくことが重要であると考えています。</p> <p>これを踏まえて、本開設指針案において経済的な価値を踏まえた標準的な金額を年額62億円として提示するとともに、「1.7GHz帯（東名阪以外）の経済的価値を踏まえた標準的な金額の算定方針」により、当該標準的な金額の算定過程や算定の考え方を公表しています。</p> <p>なお、算定に当たっての考え方に関する議論の経緯については、本開設指針案の制定後に公表を行ってまいります。</p>	
10-10	<p>【指定済み周波数ひっ迫度の比較】</p> <p>本指針案では指定済み周波数ひっ迫度として「現に申請者に割り当てている周波数の幅の総計がより少ないこと」と「当該幅の総計に対する令和二年九月三十日時点における当該指定済み周波数に係る電気通信役務の契約数がより大きいこと」の2つの基準が示されていますが、「令和2年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果の概要案」において、契約数が少ない事業者が契約数の多い事業者の倍近いデータトラフィックを処理している調査結果が公表されており、帯域幅あたりの契約者数で検証するのは、ひっ迫度の比較方法として不十分ではないかと考えます。</p> <p>契約者数以外に少なくともデータトラフィックに基づくひっ迫度の比較審査を行い、公平性を担保いただくことを希望します。</p>	<p>周波数のひっ迫度は、これまで「帯域幅当たりの契約者数」を指標としており、引き続き、周波数のひっ迫度を示す指標の1つとして適当であると考えます。</p> <p>また、データトラフィックによる比較は、指定済み周波数を使用する携帯電話事業者において、基地局ごとで計測するトラフィックに含まれる各種付加情報等の有無が異なり、統一した基準でデータを取得することが困難であると認識しており、定量的かつ明確な一定の客観的基準の下で、各者の当該取組を比較</p>	無

	<p>なお、平成29年12月に公表された「第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める告示案」では、開設計画の認定の審査項目となる面積カバー率において「申請者の指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上中継局」も含めた算定を行う規定となっていました。第5世代移動通信システムの普及のための周波数は平成31年4月に既に他帯域における開設計画の認定が行われており、指定済周波数を使用した第5世代移動通信システムのサービスも展開されていることから、本指針案の面積カバーの算定においても指定済周波数を含む算定についてご検討いただくことを希望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>することは困難であると考えます。</p> <p>なお、今後の周波数の有効利用の度合いを把握する観点から、周波数帯ごとのデータトラフィック等を含む周波数のひっ迫度を示す指標について、検討を進めてまいりたいと考えます。</p> <p>面積カバー率について、「第4世代移動通信システム（4G）の普及のための特定基地局の開設指針では、4Gの更なる普及拡大を図るために割り当てられたものであることから、割当周波数に加えて、既に4Gでも使用している指定済周波数も含めた面積カバー率を指標に設定していたものと考えます。</p> <p>平成31年（2019年）4月に割り当てられた5G用周波数は、2020年3月より順次商用サービスが開始されていると承知していますが、割当てから約2年であり、今後、当該周波数を活用した5Gエリアの展開が想定されることを踏まえると、4G普及のための特定基地局の開設指針と状況が異なることから、本開設指針案においては、割当周波数に限った面積カバー率を審査項目とすることが適当であると考えます。</p>	
10-11	<p>【東名阪エリアの1.7GHz既存事業者との干渉】</p> <p>本指針案において割当てを予定している帯域については、別紙2 三項 2号で規定されているとおり、東名阪区域については株式会社NTTドコモ殿に割当てられており当該エリアにおいて電波発射を行っておりますが、東名阪区域の隣接エリアにおいて本指針案にて認定を行う特定基地局が電波発射を行う際に、それら株式会社NTTドコモ殿の基地局に対して、別表第一の六項に示されている通り、混信等の防止措置を行うこととなります。</p> <p>この混信等の防止措置により特定基地局の設置が困難なエリアが、二次メッシュの一区画の大半を占めるような場合については、当該二次メッシュ区画は</p>	<p>東名阪エリアの1.7GHz既存事業者との干渉については、東名阪エリアの区画については、平成17年総務省告示第883号第2項第2号（2）に掲げる行政区画単位で規定しており、現在の1.7GHz帯東名阪を使用する免許人の使用実態を踏まえて、対象となるエリアを定めることは適当ではないと考えます。</p> <p>なお、東名阪以外区域における2次メッシュの範囲については、申請者への予見性を高</p>	無

	<p>東名阪区域として取扱い、別表第三の二項の面積カバー率算定の対象から外していただくよう希望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>めるため、申請マニュアル等で明確化させていただきます。</p>	
10-12	<p>【直ちに産業展開の可能性がある場所となり得ないメッシュ】</p> <p>平成30年11月に実施された「第5世代移動通信システムの導入のための周波数の割当てに関する意見募集」においても意見提出させていただきましたが、日本の国土は、先進各国と比較して可住地※1は狭く、森林等が6割を超えています。そのように世界的にも森林等が多い日本ですが、国土利用計画※2においても「持続可能で豊かな国土を形成する国土利用」を目指しており、平成37年における森林規模は2,510万haと平成24年と同規模を確保する計画となっています。そのような森林の保全・再生の観点に立てば、「土地利用種別の森林」については、直ちに「産業展開の可能性がある場所」にはなりえないと想定されることから、森林等を5G基盤展開率対象メッシュの対象外にすることは合理的と考えます。</p> <p>加えて、森林以外にも直ちに「産業展開の可能性がある場所」にはなりえないエリアが存在します。例えば、国立公園等の自然公園については、その優れた自然風景を保護するために工作物の設置に制限があります。自然保護の観点から「土地利用種別が森林」と同様であると考えられることから、自然公園については今回のメッシュの対象外とすべきです。</p> <p>なお、当該エリアに基地局整備を行う場合、管轄先に許可等を求める必要があります。認定開設期間の5年間に基地局の設置を見込むことが困難な場合が想定されます。よって、当該エリアにおいて、需要が生じた際には開設計画とは別に対応すべきものと考えます。</p> <p>※1 http://www.jice.or.jp/knowledge/japan/commentary06 ※2 http://www.mlit.go.jp/common/001100224.pdf</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>産業展開の可能性がある場所となり得ないメッシュについて、国立公園等の自然公園は、工作物の設置制限等があるものの、観光などの事業可能性がないとはいえないことに加えて、基地局の設置の可能性も残されているため、5G基盤展開率対象メッシュから除外することは適当ではないと考えます。</p> <p>また、二次メッシュ内のいずれかに基地局の設置が可能と考えられるため、5G基盤展開率対象メッシュから除外することは適当ではないと考えます。</p>	無
10-13	<p>【開設計画の認定の有効期間の合理性】</p> <p>本指針案に係る「開設計画の認定の有効期間」は「当該計画の認定の日から起算して七年とする」と定められています。一方、1.7GHz帯域を割り当てた直近の開設計画に係る指針である平成30年総務省告示第34号（第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件。）「以下「前回指針」においては、開設計画の認定の有効期間は十年とされており、</p>	<p>本開設指針案に係る認定開設者は、1.7GHz帯における終了促進措置を1.7GHz帯全国バンドが割り当てられた認定開設者2者と共同で実施し、また、公共業務用無線局の既存免許人の1.7GHz帯使用期限が令和7年3月31日となっています。</p>	無

	<p>同じ帯域を利用する開設計画であっても有効期間が異なる結果となっています。</p> <p>同一帯域の場合、終了促進措置の期限を共通の期限とすることは合理的であると考えられるものの、開設計画の有効期間を前回指針と異なる長さとし、どちらも共通となる令和十年度までとしたことによどのような理由があるのか、お示しいただければ幸いです。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>したがって、先行の2者は、終了促進措置後の少なくとも令和7年4月1日から開設計画の認定期間満了日（令和10年4月8日）までの約3年間は、排他的に当該帯域の無線局免許申請が可能となります。</p> <p>一方で、仮に本開設指針案に係る開設計画の認定期間を10年とし、令和3年度に認定が行われた場合には、後発の1者は約6年間排他的に当該免許申請が可能となり、認定開設者間の公平性を確保する観点から、有効期間の満了年度を合わせることも適当と考えます。</p>	
10-14	<p>【認定開設マニュアル等】</p> <p>本指針案だけでは記載方など詳細が確認できないため、指針の告示と併せて開設計画の認定開設マニュアルを公開いただく必要があると考えます。また、認定開設マニュアルの公開から開設計画の受付開始までの期間、開設計画の受付期間について、どちらも十分な期間を確保していただくことを希望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>本開設指針案の策定後のスケジュールについては、今後調整することとしておりますが、申請期間については、過去の割当てと同程度の期間とすることが適当と考えます。</p> <p>なお、申請予定の事業者が速やかに準備を行うことを可能とするため、開設計画の作成等に必要な情報については、本開設指針案に係る電波監理審議会の答申後、速やかに開設計画の認定申請マニュアルにおいて公表することを予定しております。</p>	無
11-1	<p>5G システムはIoT 等での省力化により地域産業の生産性向上に寄与することが期待されております。本開設指針案は地域への早期の5G 普及展開に資するものであるため、賛同いたします。</p> <p>なお、開設計画の審査にあたっては、以下の意見を考慮いただくことを希望いたします。</p> <p>周波数の割当てにあっては、対象の周波数を最も活用するものに対して行われるべきであり、当該事項は開設数等の特定基地局の計画に係る指標が、最も関連性が高いものと考えます。そのため、開設計画の審査にあっては、従来どおり基地局構築、エリア展開に係る基準の配点が最も重視されることが適当であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>本開設指針案への賛同意見として承ります。</p> <p>競願時審査基準の各審査項目の配点については、考え方7-1に同じ。</p>	無

11-2	<p>指定済周波数に係る評価にあつては、事業者へ割当て済みの周波数帯域幅の多寡だけではなく、従前の指標にもあつたとおり、契約者数の割合等、指定済周波数の利用状況が考慮された指標において実施されることが適当であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<p>指定済周波数に係る評価においては、①指定済周波数を有していないこと、②申請者の指定済周波数の帯域幅の総計がより少ないこと及び③当該帯域の総計に占める総契約者数の割合がより大きいことの観点から評価を行うこととしており、③のとおり、指定済周波数の利用状況を考慮した指標も含めて審査することが適当と考えています。</p>	無
12	<p>標準金額算定方針については、各国の条件が違つて中々苦勞して算出されているのはよく理解できます。ただし、最低金額について標準金額の50%まで認めるとするのは納得がいきません。公共の電波帯を事業者が使用する料金は、安売りしないでいただきたいです。また、実際の金額を決定される際には、オークション制を取るなど、適正価格になるような工夫をお願いします。事業者が低価格で権利を手にしても、なかなか消費者に還元されない実態を鑑みると、なおさらです。</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>	<p>特定基地局開設料の標準額から著しく下回る金額の設定については、最低限負担すべき金額が過度に高いと参入事業者のハードルとなり得ること、競願時審査においてより周波数の経済的価値を反映した当該開設料を示した申請者を評価することが可能であることなどを考慮して標準額から50%に相当する金額とするのが適当であると考えます。</p>	無
13-1	<p>・開設指針案において、絶対審査基準として、「低廉で、明瞭な、満足できる料金設定を行う計画を有すること」との基準が取り入れられたこと、及び競願時審査基準として、SIMロック解除やeSIM導入に係る取組に係る基準が取り入れられたことについては、低廉な料金での移動通信サービス提供や事業者間の乗り換え円滑化に係る国民ニーズに応えたものでありますので、賛同いたします。この度の新型コロナウイルスの流行により、経済環境が悪化していることに加え、これまでの場所的な概念に捉われない働き方が注目されており、低廉な料金で利用できる移動通信サービスへのニーズが更に高まるものと考えられますので、競願時審査基準に1契約者当たりの平均通信料金などに着目した「低廉な料金によるサービス提供」といった基準の追加を要望します。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>ご意見の前段については、本開設指針案に賛同のご意見として承ります。</p> <p>また、ご意見の後段については、考え方8に同じ。</p>	無
13-2	<p>競願時審査基準のうち「MVNO促進の取組がより進んでいること」については、申込数や契約数の計画で比較することとすると、ネットワーク整備の過渡期にある後発事業者に圧倒的に不利になりますので、事業開始からの経過年数</p>	<p>考え方7-1に同じ。</p>	無

	<p>が少ない事業者に対しては、最も配点が高い事業者に対する点数と同じ点数を配点するなどの配慮を要望します。なお、競願時の審査基準については、いずれも周波数の有効利用や事業者間の競争の促進の観点で重要なものですので、基準間の重み付けは行わず、配点を均等とすることが適当であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
13-3	<p>・本周波数帯を東名阪エリアと東名阪以外エリアで異なる事業者が使用する場 合、両エリアの境界エリアにおける事業者間調整については、先行業者と後 発業者の事業者間調整等において優先順位はなく、お互いに公平な立場で協 議ができること、離隔距離の確保やサイトエンジニアリング等によることと することが適当であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>本開設指針案第九項第10号の規定に基づき、東名阪エリアの無線局の運用を阻害する混信その他の妨害を防止するための具体的な対策を講じなければならないとしており、認定開設者は、当該規定に従って、東名阪エリアの免許人と事業者間調整を行いつつ、無線設備へフィルタを追加すること、又は無線局の設置場所・空中線指向方向の調整を実施すること等の具体的な対策を行うことが適当であると考えます。</p> <p>なお、東名阪エリアの免許人においても、認定開設者と事業者間調整を行いつつ、当該具体的な対策を行うことが適当であると考えます。</p>	無
13-4	<p>・1.7GHz帯（東名阪以外バンド）は、地方部における5Gの面的展開を図るの に有用な周波数帯であると考えておりますが、4Gのトラヒック対策のとし て用いることも考えられます。「第5世代移動通信システムの普及のための 特定基地局の開設に関する指針案について」の2ページ目には、「1. 地 域への早期の5G普及展開を図るため、第5世代移動通信システム（5G）用 周波数の追加割当てを実施する。（当面は、4Gの利用も可とする。）」と記載 されていますが、「当面」とはどの程度の時期までなのか、具体的な時期の 想定がございましたら、ご教示お願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>本開設指針案第二項の規定に基づき、割当て周波数を4Gとして使用とすることができ、具体的な使用期限を規定しているものではありません。しかしながら、本開設指針案が、地方への早期の5G普及展開を図ることを目的としていること、開設計画の認定時期が5G導入段階であることにより4G基地局としての使用も可能としていることを踏まえて、早期に割当て周波数を5G基地局として使用することが望ましいと考えます。</p> <p>なお、比較審査基準では、4G特定基地局の開設数等は評価の対象外となっています。</p>	無
13-5	<p>・開設計画の認定を受けた事業者は、開設計画で提示した特定基地局開設料の</p>	<p>特定基地局開設料については、特定基地局</p>	無

	<p>金額を毎年支払うこととなりますが、後発事業者にとってその金銭的負担は、事業規模の大きい先行事業者と比べて、運営コストへの影響が大きくなります。</p> <p>海外の周波数オークションでは、移動通信産業の競争促進のため、第4の事業者への優遇策を設けている事例もありますので、我が国においても、事業規模の小さい後発事業者に対し、開設計画の認定後に支払うこととなる特定基地局開設料を減額するなどの配慮を要望します。また、特定基地局開設料については、本年8月に公表された「特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会報告書」に標準額の算出に関する考え方が示されており、他の無線通信システムとの共用となる場合や隣接周波数帯域との干渉がある場合の補正係数は、1/2とされています。周波数が逼迫する中、今後、携帯電話システムに割り当てられる周波数帯の中には、既存無線システムとのダイナミックな周波数共用が想定される帯域もありますが、その場合、既存無線システムの運用状況によっては、周波数需要の高い地域及び時間帯において、長時間、携帯電話システム側の停波が必要となる場合も想定され、1/2の補正係数以上に、周波数の経済的価値に影響を及ぼす可能性があります。また、ダイナミック周波数共用システムの運用経費の負担も生じます。対象の周波数帯によっては、共用条件や隣接干渉影響が厳しい場合もありますので、周波数の経済的価値の評価額の算定に当たり、1/2の補正係数以上に周波数の経済的価値に影響を及ぼす場合などには、個別事情を十分に反映していただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>開設料制度は、Society 5.0時代に向けて、電波利用のニーズが飛躍的に拡大すると見込まれる中、周波数の経済的価値をより高く評価し、電波の更なる有効利用により多くの収益を上げようとする者に周波数が割り当てられることによって、電波の更なる有効利用を確保するために導入されたものです。したがって、現行の法制度上、携帯電話事業の参入順や事業規模によって、特定基地局開設料の免除や減免等の措置がなされるものではないと考えます。</p> <p>特定基地局開設料の標準的な金額の算定に係る他の無線通信システムとの共用となる場合等の補正係数に関するご意見については、本開設指針案は、ダイナミック周波数共用の対象外であるため、直接関係がないと考えますが、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	
14	<p>電波オークションの考え方が導入されることを歓迎したい。ただし、開設料が高いことだけが国民の利益ではないから、比較審査方式を採用することは、現時点では妥当だろう。今後、周波数帯域が不足すると思うので、電波オークションを拡大してほしい。</p> <p>テレビ局が放送に使用している周波数帯も電波オークションを実施してほしい。テレビ局の電波使用料は安すぎる。テレビ放送は新規参入できず寡占化されている。テレビ放送の内容が酷すぎて見るに堪えない。テレビ局は公共の電波を使用して害毒を垂れ流している。貴重な周波数帯域を放送に使用するよりも、通信に使用するほうが有益だろう。電波オークションが拡大することを期待したい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>電波オークションについては、考え方1に同じ。</p> <p>なおテレビ放送に関する電波オークションについては、本開設指針案とは直接関係がないと考えますが、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	無

15-1	<p>(1) デュアルSIM運用およびデュアルSIM端末の有効性について</p> <p>e-sim 端末の促進の記載箇所に、デュアルSIM 端末の促進についても追記すべきである。</p> <p>ユーザーが通信会社を乗り換える際の障壁を取り除く措置にあたっては、e-sim 端末の促進については触れられているが、デュアルSIM 端末の促進には触れられていない。この点を訂正すべきである。</p> <p>同時に、ユーザーが通信事業者をA社を解約すると同時に、B社へと乗り換えるという1パターン(ケース)しか想定されていないので、この点も訂正すべきである。</p> <p>その際の利便性ないし心理的負荷(手間、判りやすさ、後悔や不利益に対する不安)やコスト等が「障壁」に該当すると思うが、具体的には、A社からB社へと乗り換えるにあたっては、この乗り換えの時のプロセスにおいて、esimだけでなく、デュアルSIM 端末(DSDS または DSDV)による競争促進およびユーザーの利便性向上に有効であることを考慮すべきである。</p> <p>デュアルSIM 端末であれば、A社からB社へと乗り換えにあたっては、同じ一つの携帯通信端末上で、A社との契約および通信を維持したままの状態、同時に、B社との契約および通信も維持できる特徴がある。</p> <p>そのため、A社からB社への乗り換えるプロセスにおいて、例えば、一時的にA社とB社の同時運用を行う等のプロセスが可能となるので、このワンクッションを挟むことで、乗り換えリスクや障壁を、より低減でき、その結果、競争促進やユーザーの利便性向上に寄与できる。</p> <p>具体的には、新たな通信会社であるB社との契約および通信を十分に実体験したうえで、A社を解約してB社へ乗り換えるのか、A社を継続してB社への乗り換えを中止するのか、A社とB社の同時運用を継続するのか(例えば、通話はA社としてデータ通信はB社とする、または、B社が新規参入である場合はB社の電波環境が安定・充実するまではA社も同時運用しつつしばらく様子を見る)を判断することが可能となる。</p> <p>(本来のデュアルSIM 端末の使い方である)</p> <p>以上のように、デュアルSIMによるユーザー利便性および競争促進の向上の観点から、esim 促進と並行してデュアルSIM 端末の促進も図るべきである。現状の問題として、既存大手キャリアであるドコモ、AU、ソフトバンク各社は、iPhoneを除けば、デュアルSIM 機能付きとして開発された端末であって</p>	<p>デュアルSIMにおけるメリットは、eSIMを促進することで満たされるものと考えられることから、デュアルSIMについては、今後の参考として承ります。</p> <p>なお、eSIMは、利用者による事業者の乗換えを円滑化し、海外旅行者等の利便性の向上に資するものであるため、令和2年10月27日に公表した「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」においても具体的な取組として記載されており、本開設指針案の審査項目としているところです。</p>	無
------	--	--	---

	<p>も（例えば SHARP の AQUOS SENSE シリーズ）、デュアル SIM 機能を除去したもののしか取り扱っていない。</p> <p>SHARP の AQUOS SENSE シリーズを例に挙げると、ドコモ、AU、ソフトバンク各社は全てデュアル SIM 機能を除去したものののみを取り扱っている。一方で、楽天モバイルと MVNO の殆ど全ては、デュアル SIM 機能を生かしたものを取り扱っている。</p> <p>デュアル SIM 機能の有無の違いによって、端末の価格の差は殆ど無い。むしろ、デュアル SIM 機能が生きてる端末の方が安価な場合もあるほどである。</p> <p>くわえて、デュアル SIM の有無によって、設定の複雑さは、そのデュアル SIM の機能を使わなければ、違いは出ない。</p> <p>もし、既存のキャリアがサポートや管理を理由に拒否するのであれば、ファームウェア等の変更により、デュアル SIM の機能を一時的に無くしたり、その後、復活できるようにする措置も可能でしょう。</p> <p>このような、ドコモ、AU、ソフトバンク各社が、iphone 以外（Android 端末）において、デュアル SIM 機能を除去した達末しか扱わない、事実上、競争を阻害している現状について、改善・是正するような措置を講じるべきである。</p> <p>（iphone は、端末メーカーである Apple が、デュアル SIM 機能を除去するという大手キャリアの要望を反映させなかった・できなかつただけと思われる）</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
15-2	<p>（2）新規事業者の参入促進による競争促進のための措置について</p> <p>まず、冒頭に、新規参入者イコール楽天モバイルではなく、多数の新規参入者の一部として楽天モバイルがあることを確認すべきである。</p> <p>そのうえで、この新たな京阪神を除く 1.7GHz 帯の、当初の 4G の場合では FDD 上り 20MHz、下り 20MHz、合計 40MHz であったと思うが、5G では TD 方式の 40MHz であろうと思う。</p> <p>この合計 40MHz 帯を、今後 MNO を参入検討する新規事業者にくわえ、現段階では sub6 またはミリ波のみで現段階では sub6 またはミリ波のみでローカル 5G を計画している電力系およびケーブルテレビ系等の事業者を含め、複数の新規参入業者が有効かつ効率的に使えるように、時間的および空間的に帯域分割を柔軟に変化させる等によって、効率的な有効活用を図る方法も検討すべきである。</p>	<p>本開設指針案は、地方への早期の 5G 普及展開を図ることを目的としており、1 枠を 1 者（地域ごとに連携する複数の者を 1 者とする場合も含む。）に割り当てることにより電波の能率的な利用を図りつつ、早期の 5G 展開が可能と考えております。</p> <p>なお、通信方式については、国際標準や周波数の利用状況、隣接周波数帯域の利用状況等に鑑み、FDD 方式とするのが適当であると考えます。また、時間的および空間的に帯域分割による周波数の利用については、周波数を利用する無線システムやその利用用途</p>	無

	<p>そして、その目的は、より新規参入の技術的および経済的な障壁を低くして、新規参入を促進させ、競争を促進させることをであることを再確認すべきである。</p> <p>具体的には、5Gには、空間的・時間的に通信帯域を複数の事業者で柔軟に分割するネットワークスライシング？（要確認）や、既に基地局環境を持つ携帯電話事業者の5GのコアネットワークAPIやコアネットワークそのもの（基地局を含む場合もある）を開放によって実現する、新しい形態の「仮想・移動通信事業者」であるVMNOを可能にする環境等の柔軟性を持たせた1.7GHz帯環境の整備を求めるべきである。</p> <p>そのうえで、VMNOにより、新規参入する通信事業者は、新たに基地局等の技術的負担、物理的負担、経済的な負担およびこれらのリスクを大きく軽減した状態で、MNOの奴隷のようなMVNOとは違い、独立した各環境のうえで、競争に参入できると伺っている。</p> <p>よって、1.7GHz帯にあたっては、このような複数事業者が参入できる柔軟な制度とシステム環境を求めるべきである。</p> <p>また、一例としては、40MHzの帯域のうち、たとえば、1.7GHz帯の半分20MHzは、事実上のリベートとして基地局やコアネットワーク環境を提供した事業者に優先的な権利を与える一方で、残り20MHzについては、それ以外の新規参入した複数の事業者に優先的な権利を与え、さらに、時間的かつ空間的に柔軟に利用させることで有効利用も図るべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>など様々な観点から検討をすることが適当であると考えますので、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	
15-3	<p>（3）楽天モバイル問題およびSDGsとESGに対する取り組みに対する評価について</p> <p>楽天モバイルについては、ここ数ヶ月の4G環境整備については、申請時の計画より前倒しを行っているものの、これまでの間、いくら新規参入事業者と言えども、短期間に繰り返し多数の行政処分を受けてきた。</p> <p>また、他の事業者でもショップでの不適正な行為、基地局での文化財破壊といった問題を起こしている携帯電話事業者もある。</p> <p>このような、行政処分、刑事処分、さらには、民事事件であっても内容によっては評価すべきものは評価したうえで逆に、基地局やネットワークに再生可能エネルギーを独立したグリッドで導入する等により、地球環境配慮だけでなく、災害時の電源喪失が長期間に及んだ場合に、その影響を最小限にするシス</p>	<p>楽天モバイル問題およびSDGsとESGに対する取り組みに対する評価について、楽天モバイルに係る4Gの基地局整備等については、本開設指針案とは直接関係がないと考えますが、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	無

テムの促進にも有効と個人的には思う。

また、申請時の計画通りになっていない場合には、電波税を課す等のペナルティーを科す一方、前倒し等の良い点については優遇措置講ずる等、計画申請ないし事業開始後のチェックを重視すべきである。

とりわけ、楽天モバイルについては、著しい問題があると言わざるをえない。

少なくとも、行政処分を繰り返した事実と、現在の通信障害に対するサポートセンターのひどすぎる対応が継続している現状については、1.7GHzを付与する際の評価時に十分に反映させるべきである。

また、この問題の前提として、携帯電話事業者は、公的な電波を使用し、救急・消防・警察等の緊急通話を含む、ライフラインを担っている点を再確認すべきである。

とりわけ、東日本大震災を超える可能性が高い大災害として、首都直下地震や東南海地震が迫っていると政府が判断している背景も再認識すべきである。

私は、昨年11月の無料サポータープログラムより参加し、現在も利用を継続している。

申請内容では、大阪市内については、昨年10月の開始時点で楽天モバイルの基地局環境が整っているはずであるにもかかわらず、実際には、大阪市内のエリアであっても、隣接自治体の境界部に近いエリアでは、計画より14か月以上遅れた今年の12月中旬（ごく最近）になって、ようやくエリア化した地区もあるほどである。

その一例としては、大阪市平野区長吉六反地区の広大なエリアでは、大きな建物が迫っていない場所であっても、さらには、5階建ての建物の最上階の窓際であって、極めて通話および通信が不安定であり、改善された時期は上述の通り、今年の12月中旬とごく最近である。

さらに深刻な事は、楽天モバイルのサポートセンターに対して、改善の目途を訪ねたが、なかなか繋がらず、また、サポートセンターへの問題提起した後も、何か月間も返答がなかったうえ、「そのような問題への回答は行っていない」といった回答が返ってきた。

このような楽天モバイルの諸問題を、第三者委員会として過誤し続けるのであれば、上述の大災害において、多くの助かる命が助からなくなる、被害の拡大、二次・三次災害の発生・拡大に繋がりがかねない。

戻ぬぐいをするのは、救急や消防といった行政機関の現場および国民であることを再確認すべきである。

楽天モバイルを含むMNOとMVNOそれぞれに対して、どこまでライフラインやユニバーサルサービスとして求めるのか、もし、改善しない場合には、少なくとも国民にその旨を十分に周知する等の措置を検討すべきである。

【個人】